事業適応促進業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、産業競争力強化法第21条の25第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１．休止（廃止）しようとする事業適応促進業務の範囲
２．休止（廃止）しようとする年月日
３．休止しようとする場合にあっては、その期間
４．休止（廃止）の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

**様式第十八の十六**（第11条の18関係）

成長発展事業適応に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の28第１項の確認を受けたいので、申請します。

記

１．成長発展事業適応の目標
２．事業適応計画の実施期間
３．特例事業年度及びその該当性
４．成長発展事業適応の内容

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．第11条の18第２項の規定による求めに係る書類を添付すること。
３．特例事業年度とは、令和２年４月１日から令和３年４月１日までの期間内の日を含む事業年度において新型コロナウイルス感染症の影響により青色欠損金額又は連結欠損金額が生じた一又は二の事業年度をいう。
４．３．にかかわらず、令和２年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度において新型コロナウイルス感染症の影響により青色欠損金額又は連結欠損金額が生じた場合において、成長発展事業適応を行う事業者（当該事業者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項に規定する子会社であってその同項に規定する親会社が次に掲げる法人の区分のいずれかに該当する場合にあっては、当該親会社）が次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するときは、その要件に該当する最初の事業年度及びその翌事業年度を特例事業年度とすることができる。

①　令和２年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度に係る金融商品取引法第24条の４の７第１項に規定する四半期報告書（以下「四半期報告書」という。）を提出した事業者であってその提出した四半期報告書に係る報告期間のうちに同年１月31日以前に終了した報告期間がある事業者　次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ　当該事業年度の開始日から当該事業年度に係る四半期報告書に係る報告期間のうち令和２年１月31日以前に最後に終了した報告期間の終了日までの累積した親会社株主に帰属する当期純損益が正の値であり、かつ、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（同年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度が２以上ある場合には、これらの事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益の合計）が負の値であること。

ロ　令和２年２月１日から当該事業年度（同日から同年３月31日までの間に終了した事業年度が２以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了する事業年度）の終了日までの期間内の任意の１か月の売上高が前年同期間の売上高から２割以上減少していること。

②　令和２年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度に係る金融商品取引法第24条の５第１項に規定する半期報告書（以下「半期報告書」という。）を提出した事業者のうち、その提出した半期報告書に係る報告期間の終了日が同年１月31日以前であるもの　次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ　当該報告期間の親会社株主に帰属する当期純損益が正の値であり、かつ、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（令和２年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度が２以上ある場合には、これらの事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益の合計）が負の値であること。

ロ　令和２年２月１日から当該事業年度（同日から同年３月31日までの間に終了した事業年度が２以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了する事業年度）の終了日までの期間内の任意の１か月の売上高が前年同期間の売上高から２割以上減少していること。

③　上記①及び②のいずれにも該当しない事業者であって、令和２年１月31日以前に最後に終了した事業年度及び同年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度に係る金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書を提出した事業者　次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ　令和２年１月31日以前に最後に終了した事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益が正の値であり、かつ、同年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益（同年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度が２以上ある場合には、これらの事業年度の親会社株主に帰属する当期純損益の合計）が負の値であること。

ロ　令和２年２月１日から同日を含む事業年度の終了日（同日から同年３月31日までの間に終了した事業年度が２以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了した事業年度の終了日）までの期間内の任意の１か月の売上高が前年同期間の売上高から２割以上減少していること。

④　上記①から③までのいずれにも該当しないもの　次に掲げる事由のいずれかに該当すること。

イ　令和２年１月31日以前に最後に終了した事業年度の当期純損益が正の値であり、かつ、同年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度の当期純損益（同年２月１日から同年３月31日までの間に終了した事業年度が２以上ある場合には、これらの事業年度の当期純損益の合計）が負の値であること。

ロ　令和２年２月１日から同日を含む事業年度の終了日（同日から同年３月31日までの間に終了した事業年度が２以上ある場合には、これらの事業年度のうち最後に終了した事業年度の終了日）までの期間内の任意の１か月の売上高が前年同期間の売上高から２割以上減少していること。

（記載要領）

１．特例事業年度及びその該当性
⑴　特例事業年度及び当該事業年度を特例対象とする該当性に関する説明を記載する。
⑵　備考４．の特例事業年度及びその該当性を記載する場合は、⑴に掲げる事項に加え、備考４．の要件に該当する旨を示す具体的な指標を記載する。

**様式第十八の十七**（第11条の19第１項関係）

情報技術事業適応に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の28第２項の確認を受けたいので、申請します。